

## やいた特派員運営要領

### 1 やいた特派員とは

市民等の参画による情報発信力の強化により、市の知名度・イメージの向上やまちへの愛着や誇りの醸成を図るため、SNSを活用した情報発信を行う。

### 2 活動内容

- (1) 自身のスマートフォンやタブレット等を使用し、自身のアカウントで、SNSで積極的な矢板市の魅力発信を行う。

※SNSで投稿の際には、「#矢板市」「#やいた特派員」「#yaitagram」などのハッシュタグを付ける。

### 3 参加資格

- (1) 矢板市が好きな方。(市内在住、在勤在学に限らず)
- (2) 自身のSNSアカウントを活用し、積極的に本市の魅力・情報発信を行える方。万が一、投稿はしたいがSNS発信に自信のない方は原稿をいただければ市が情報発信のお手伝いをさせていただきます。
- (3) 投稿した写真等について、市のメディアの掲載に同意いただける方。
- (4) 活動に係る注意事項および禁止事項を遵守できる方。
- (5) シティプロモーション事業に協力いただける方。

### 4 募集期間

令和6年1月1日(月)から随時

### 5 任期

登録日をした日から登録を解除する日までとする。

## 6 報酬

特派員の活動に対する報酬は、無報酬とする。

## 7 活動に係る注意事項

特派員は、矢板市公式インスタグラム「yaita\_city\_official」をフォローしてください。

- (1) やいた特派員として月1回以上の情報発信を行ってください。
- (2) 人物が被写体として写っている場合には、必ず被写体の承諾を得てください。  
(市は肖像権侵害等の一切の責任を負いません。)
- (3) 投稿に当たり、第三者間との間にトラブルが生じた場合においても、市は一切の責任を負いません。
- (4) 高校生の方は保護者承諾書も提出ください。

## 8 禁止事項

- (1) 法令等に違反する行為又は違反するおそれがあるもの。
- (2) 第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、又はプライバシー、人権等を侵害するもの。
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為。
- (4) 著作権や商標権、肖像権などの知的財産権を侵害するおそれがある行為。
- (5) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝、勧誘などの行為。
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる行為。
- (7) 虚偽や事実と異なる情報及び単なる噂や噂を助長させる行為。

- (8) 本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する行為。
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (10) わいせつな情報を含むもの。
- (11) 犯罪行為を助長するもの。
- (12) 私益のために特派員の立場を濫用すること。
- (13) 市職員と混同した発言やふるまいをすること。
- (14) 各種 SNS の利用規約に反すると思われるもの。
- (15) その他事務局が不適切と判断する行為

## 9 申込・問い合わせ

応募用紙に必要事項を記入し、矢板市秘書広報課まで電子メールか郵送でお申し込みください。

メール：[yaita@city.yaita.tochigi.jp](mailto:yaita@city.yaita.tochigi.jp)

郵 送：〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市 総合政策部 秘書広報課

電 話：0287-43-3764

## 10 そのほか

投稿内容が不適切など参加資格を満たさないと判断した場合にはやいた特派員を解除させていただく場合があります。